

・年金額の改定（スライド）の在り方

物価、賃金の変動に対する年金額改定（スライド）のルールの内、マクロ経済スライドにおける名目下限措置の内、法学的立場からすると、財産権保障や信頼保護原則との関連を意識しておく必要がある。将来世代への配慮といった観点からは、賃金連動ルールの徹底や、マクロ経済スライドのフルスライドにも、一定の合理性はある。ただし、両者が併せて発動される場合に受給者世代に及び得る影響の大きさや、今回（予定される）改正全体が受給者世代と現役世代・将来世代それぞれに及ぼすインパクトの程度なども見極めながら検討していただきたい。

・障害基礎年金の扱い

今回、直接の検討テーマになっていないものの、障害基礎年金の扱いにつき、一言しておきたい。老齢基礎年金と同様、障害基礎年金の最低保障機能も、マクロ経済スライドにより、将来的に相当程度毀損されるものと予想される。先天的な障害により 20 歳前障害基礎年金のみを受給する者を含め、資産等の蓄えが乏しく稼働能力も十分でない障害者にとって、マクロ経済スライドによる給付水準低下の影響は大きい。そもそも障害基礎年金の給付水準は、高齢者の衣食住にかかる消費額を勘案した老齢基礎年金の水準に合わせて設定されたものであり、理論的にも実体的にも両者を連動させるべき必然性があるわけではない。マクロ経済スライドが、年金の長期的な財政的安定を目的として導入されたものであり、このこと自体、重要な政策目的であるとしても、フルスライド導入をめぐる議論の中で主張される世代間の公平性といった議論は、もっぱら老齢年金を念頭におくものであり、障害年金と結びつくものではない。障害者の生活保障の（高齢者と比べての）固有性・特殊性という面からも、マクロ経済スライドのかけ方について慎重に検討する余地があるのではないかと思われる。マクロ経済スライド発動の本格化に伴い、公的年金の枠にとどまらない障害者の所得保障制度全体の在り方を改めて構想することも求められよう（この点は、マクロ経済スライド発動に伴い、高齢者の所得保障制度全体の在り方にかかる議論が必要となり得ると同様の事態ではあるが、障害者のニードの固有性・特殊性に鑑みれば、また別個の検討の機会が必要と考えられる）。

制度の枠組みに関わる議論にはなるものの、老齢・遺族保険信託基金（Old-Age and Survivors Insurance Trust Fund）と障害保険信託基金（Disability Insurance）を分離しているアメリカのような例もあり、障害年金と老齢年金の内、一定程度相対化して考えることも可能である。平成 25 年改正後の障害者雇用促進法や障害者総合支援法の下、障害者の就労促進が一定程度図られてもなお、就労のみで生計を営むことが困難な多くの障害者にとっての障害基礎年金の重要性は、自立生活を営んでいく上で、低下することはないと考えられる。

・高年齢者の年金給付の在り方

公的年金において、世代間のみならず、世代内での公平を図るとの方向性は適切なものと考えられる。ただし、当初の年金機能強化法案にみられた高所得者に対する年金額の調整という方策は、望ましくない。財産権の制約の問題や、公費負担に基づく給付の権利性の弱さを認めることになり他の制度への波及が懸念されることなどに加え、わが国の社会保障制度の中核である社会保険に対する国民の信頼感を大きく損なう危険性がある。したがって、基本的には給付を行った上で、公的年金等控除の見直しなど税制面で高齢期の高所得者への負担を一定程度強化していく方向が望ましいものとする。ただし、その際、医療・介護などの諸制度における負担強化策をも見据えながら、どのタイミングでどういった負担を求めていくのかを、制度横断的に検討する視点をもつことも必要と思われる。

以上